

別表 1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町相談窓口にて、人員 1 名を配置し、年間 7 件の相談件数を目標とする。 既存事業における昨年の各金融機関の相談実績 7 件（中山町・中山町商工会・町内金融機関の窓口）に対し、窓口設置の P R を継続して実施し、関係機関と連携を図りながら、年間 7 件を目標数とする。 ・ ここ数年、年間相談件数（中山町・中山町商工会・金融機関）のうち、実際に創業したものが 2 割程度の実績だが、本計画に基づき、新たに町が事業に取り組むことにより、創業希望者に対する受け皿が明確になり、商工会や金融機関との連携を図ることになるので、年間相談件数の 3 割（2 件）の創業者創出を目標とする。 <p>・ 創業支援対象者数： 7 人 ・ 創業者数： 2 人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜窓口の業務＞ 【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町産業振興課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会、町内金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、町産業振興課の職員 1 名を配置することとし、平日 9 時から 17 時まで相談対応を行う。 ・ ワンストップ相談窓口では、相談者に対し、支援施策を一覧で紹介できるようにするとともに、連携する支援機関を紹介できるようにする。 ・ 相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能とするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう中山町商工会に専門家を配置し、町相談窓口と連携して支援を行う。 ・ 創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。 <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ターゲット市場の見つけ方 中山町商工会が専門家と連携し市場ニーズを把握し、情報提供する。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 中山町商工会、町内金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、中山町商工会が山形県商工会連合会との連携により事業計画策定支援事業を行い、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。 3. 売れる商品・サービスの作り方 中山町商工会が専門家と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について 中山町商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。 5. 資金調達 中山町商工会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を町内金融機関や日本政策金融公庫、山形県信用保証協会と連携して行う。また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。 6. 事業計画書の作成 中山町商工会が、事業計画書の策定について町内金融機関や専門家と一緒にアドバイス

を行う。

また、補助金等の申請については、中山町商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

町が、相談窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、専門家や関係機関への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

中山町商工会と山形県商工会連合会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

- 各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、町が情報収集し創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- 「事業計画策定支援事業」（別表2）において1か月以上、4回以上にわたり「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識に関する指導を受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。
- 「創業塾」（別表2）において1ヵ月以上の期間にわたり「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの知識が身につく講義を受講し、かつ全体の8割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
- なお、「事業計画策定支援事業」及び「創業塾」を組み合わせて4回以上、1ヵ月以上の期間にわたり支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたことが確認できる者についても、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

<各事業の共通項目について>

- 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業支援者・創業者に対するアンケート調査により常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- 創業後についても、中山町商工会と連携してフォローアップを行い適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、町、商工会の広報誌やホームページの掲載、パンフレットの配布を行うなど広くPRする。
- 公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- 中山町産業振興課に担当者1名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。加えて、町の広報誌においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- 必要な予算については、町が手当てすることとする。
- 町、商工会のホームページ上でも施策を紹介していく。
- 各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、

町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、創業支援カルテを作成し、関係機関と共有を図る。

- ・ 関係機関との連携を密にするため、関係機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和2年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

別表 2（事業計画策定支援事業・創業塾）【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（中山町商工会）

（法第 2 条第 3 2 項第 1 号に該当する事業）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 中山町商工会</p> <p>(2) 住所 山形県東村山郡中山町大字長崎 8 0 3 9 番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 大津 慶友</p> <p>(4) 連絡先 TEL 023-662-2207 FAX 023-662-2073 担当者 鈴木 慎一郎</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本支援事業の支援対象者数は、中山町商工会における過去の創業希望者に対する事業計画支援事業（1 件／年）を参考とするが、本計画に基づき、中山町商工会、中山町、山形銀行、きらやか銀行による連携を図ることによる増加を見込み、年間 3 件を目標とする。 ・ なお、創業塾受講者を含めた事業計画書を策定した創業希望者が全て創業をすること（年間 3 件）を目標とする。 <p>・ 創業支援対象者数：3 人 ・ 創業者数：3 人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><事業計画策定支援事業> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業希望者を対象に、事業計画を策定することを通して、創業に必要な 4 つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を身につける事を目的とした、中山町商工会経営指導員による 1 回につき 2 時間程度の指導を全 4 回以上（指導期間 1 ヶ月以上）で実施する「事業計画策定支援事業」を随時行う。 創業に必要な 4 つの知識を得て、事業計画策定支援事業による指導を受けた者を、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。なお、特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報取り扱いの了解を得て、氏名、住所、指導日、指導内容等を「創業支援カルテ」に記載し、町に提出する。 ・ 連携事業者間で対応しがたい計画書作成に係る課題については、それぞれ保有する連携先外部機関等の専門家窓口相談及び中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの専門家派遣制度を活用する。 ・ 本計画以外の国、県等の創業関連支援制度を活用する際には、本事業で策定した事業計画書を有効に活用するとともに、申請書作成等のサポートも行う。 <p>【経営】 創業にあたっての業種経験及び動機付け、業界の動向についての見識確認、サービス提供の方法、創業後の取り組み対する計画作成について</p> <p>【財務】 創業に必要な資金計画の立て方、創業後の売上、費用予測の立て方、サービスの価格設定について</p> <p>【人材育成】 従業員を雇用する際の制度の知識習得、従業員の技術習得に係るカリキュラム計画の作成について</p> <p>【販路開拓】 売上予測、ターゲット戦略（年齢層、地域等）、将来マーケット戦略について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業に係る資金調達の方法等は、山形銀行、きらやか銀行と連携し、指導を行う。

<創業塾>【既存・特定創業支援等事業】

- ・ 創業希望者を対象に、創業に必要な4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）を身につける事を目的とした「創業塾」を山形県商工会連合会と連携し実施する。
- ・ 年1回（全5コマ、1コマ4時間）オンラインでの開催を想定しており、1ヵ月以上の期間にわたり経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく講義を受講し、かつ全体の8割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

※ なお、「事業計画策定支援事業」及び「創業塾」を組み合わせると4回以上、1ヵ月以上の期間にわたり支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたことが確認できる者についても、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・ 事業計画策定支援事業については、中山町商工会の会議室等で実施することとし、会場準備、教材の準備等の事務手続きについても中山町商工会が行う。
- ・ 外部専門家及び外部機関の選定にあたっては、連携事業者間で協議し、中山町商工会が調整した上で決定する。
- ・ 創業塾については、オンラインでの開催を想定しているが、事業の進捗に応じて中山町商工会でサポートを行う。
- ・ 本事業を広く周知するため、中山町商工会及び町産業振興課に設置の「創業支援ワンストップ相談窓口」を活用することに加え、連携事業者の関係機関へのチラシ設置、各ホームページに開催案内を掲示、町広報への掲載、地元フリーペーパーへの掲載等を通して地域に周知する。
- ・ 中山町商工会が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮し、町が統一的に作成した「創業支援カルテ」に支援内容を記入し、速やかに町に報告する。
- ・ 本事業を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守する。

計画期間

令和2年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年12月25日～令和12年3月31日

※ 本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。